

(水道利用者の渇水による減・断水被害回避額)

水道利用者の渇水による減・断水被害回避額は、用途別に算定する。算定方法は、第Ⅳ編 算定事例「2-1.水道水源開発施設整備事業」及び第Ⅴ編 資料集「3.減・断水被害の算定方法について」を参照のこと。

(1)生活用被害額

節水率別の影響人口に、被害原単位を乗じて算定する。なお、算定事例における被害原単位は、一定の条件設定のもとで定めたものであるが、当該事業者において、独自の算定結果があれば、根拠を明示して使用することは差し支えない。

(2)業務用被害額

地域内の総生産額の減少分を被害額とする。

算定事例における影響率は、過去の渇水による減・断水被害の分析結果から定めたものであるが、当該事業者において、独自の算定結果があれば、根拠を明示して使用することは差し支えない。

(3)工場用被害額

地域内の製造業の生産額減少分を被害額とする。

(渇水が発生した場合の供給者側の支出の回避)

渇水が発生した場合の供給者側の支出を想定し、その回避支出を便益として計上することができる。算定方法は、第Ⅳ編 算定事例「2-1.水道水源開発施設整備事業」及び第Ⅴ編 資料集「4.渇水時の供給者側の支出について」を参照のこと。

- ① 広報（広報誌、広告、CM、人件費）
- ② 応急給水用費用（車、設備、人件費）
- ③ 減・断水操作費用（バルブ操作、洗管、洗浄）
- ④ 対策本部運営費（人件費など）